



村の人事行政の

運営状況をお知らせします

「榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本村職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について、そのあらましをお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (各年度末日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
H22年度	14,623人	5,639,145千円	191,501千円	758,147千円	13.4%
(参考) H21年度	14,610人	5,664,237千円	140,918千円	780,512千円	13.7%

(注)「人件費」には、職員共済費、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

2 職員給与費の状況 (全会計当初予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H23年度	96	358,143千円	57,338千円	130,258千円	545,739千円	5,685千円

(注) 1. 職員手当には退職手当金を含みません。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。
3. 職員数は当初予算編成時の人数です。

3 平均給料月額および平均年齢の状況

(各年度4月1日現在)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	328,100円	44歳7月	315,600円	43歳	310,500円	42歳9月
技能労務職	340,200円	54歳8月	341,600円	55歳8月	344,900円	56歳6月

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数			
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	257,800円	296,400円	322,900円	—
	高校卒	—	—	325,300円	338,400円
技能労務職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間企業での勤務経験などがある場合はその期間を換算し採用後の年数に加えた年数をいいます。

5 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	学歴	村	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

10 職員の任免に関する事項

(1) 職員採用の状況

区分	競争試験		
	男性	女性	計
平成22年度	3人	2人	5人
平成23年度	3人	1人	4人
計	6人	3人	9人

(2) 職員の退職の状況 (H22.4.1～H23.3.31)

定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
1人	4人	0人	0人	5人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年度4月1日現在) (単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		22年	23年		
一般行政	議会	2	2	0	
	総務企画	18	18	0	
	税務	6	6	0	
	民生	14	13	△1	人事異動による職員減
	衛生	5	5	0	
	農林水産	7	7	0	
	土木	6	6	0	
	計	58	57	△1	
教育		24	23	△1	人事異動による職員減
普通会計	計	82	80	△2	
公営企業等	水道事業	4	4	0	
	下水道	4	4	0	
	介護	2	2	0	
	国保	3	3	0	
	その他	1	2	1	後期高齢広域連合へ派遣
	計	14	15	1	
合計		96	95	△1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員は除いています。

(4) 定員適正化計画の年次別進捗状況 (単位：人)

年度	定員適正化計画			
	一般行政	特別行政	公営企業等	計
平成21年度	61 (58)	23 (24)	16 (14)	100 (96)
平成22年度	61 (58)	23 (24)	16 (14)	100 (96)
平成23年度	61 (57)	23 (23)	16 (15)	100 (95)

(注) カッコ内は、各年度4月1日現在の人数

6 級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主任	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長局長園長	
職員数	12人	4人	44人	21人	4人	10人	95人
構成比	14.5%	5.8%	42.0%	23.2%	2.9%	11.6%	100.0%

(注) 1. 村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7 国との給料月額の水準比較 (ラスパイレス指数)の状況

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
92.7	93.1	94.0	93.0	93.3

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の村職員の給与水準を示したものです。

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当 (平成22年度支給割合)

区分	支給の内容	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分	0.7月分
12月期	1.35月分	0.65月分
計	2.6月分	1.35月分

(注) 職務の級に応じ、5～15%の加算措置があります。

(2) 退職手当

区分	支給の内容(率)		平成22年度支給実績		
	自己都合	勸奨・定年	支給額	支給対象職員数	1人当平均支給額
勤続20年	23.50月分	30.55月分	千円 129,491	人 5	千円 25,898
勤続25年	33.50月分	41.34月分			
勤続35年	47.50月分	59.28月分			
最高限度	59.28月分	59.28月分			

(注) 1. 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2. 定年前早期退職特例措置として(2～20%)加算があります。

9 特別職の報酬等の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	月額(円)	期末手当支給割合		
給料	村長	725,000	6月期	1.95月分
	副村長	578,000	12月期	2.00月分
	教育長	542,000	計	3.95月分
議員報酬	議長	275,000	6月期	1.95月分
	副議長	210,000	12月期	2.00月分
	議員	188,000	計	3.95月分

(注) 期末手当支給割合については平成22年度のものであります。

14 職員の研修の状況

(1) 職員の研修

分権時代に対応し、職員一人ひとりが自ら考え、自ら行動できるよう職務遂行に必要な知識、技能、役割などを習得し、意欲的で全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めています。

(2) 研修の実施状況

(H22.4.1～H23.3.31)

研修名	研修回数	参加者数	修了者数
階層別職員研修	3回	8人	8人
能力開発・向上研修	5回	27人	27人
人事評価制度研修	1回	2人	2人

15 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持増進対策 (H22.4.1～H23.3.31)

健康診断の種類	受診者数	事業費及び助成金
人間ドック診断	75人	724千円
定期健康診断	66人	488千円

(2) 公務災害補償の概要

常勤職員の公務上の災害または通勤途上の災害により、負傷、疾病、障害または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金が認定と補償を行っています。

(3) 職員互助会に対する助成の状況

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、その他厚生に関する事業として、職員互助会に支出していた榛東村職員厚生事業費補助金は、平成18年度をもって廃止しました。

16 勤務条件に関する措置の要求の状況

(H22.4.1～H23.3.31)

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、村当局により適当な措置がとられるよう、公平委員会に要求することができます。

17 不利益処分に関する不服申立の状況

(H22.4.1～H23.3.31)

継続件数	不利益処分に関する不服申立件数
0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分など、その意に反する処分を受けた場合には、公平委員会に不服申立てができます。

11 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

(平成23年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (H22.4.1～H23.3.31)

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
3,511日	839日	92人	9.1日	23.9%

(注) 育児休業者・派遣職員・年度途中退職者を除く

(3) 育児休業の状況 (H22.4.1～H23.3.31)

区分	男	女
平成22年度に育児休業を取得した者	0人	1人
前年度から引き続いている者	0人	3人

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数

(H22.4.1～H23.3.31)

処分の内容		処分者数
分限処分	免職	0人
	降任	0人
	休職	0人
	降給	0人
懲戒処分	免職	0人
	停職	0人
	減給	0人
	戒告	0人

(注) 1. 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

2. 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

13 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の確保

職員の一人ひとりが、全体の奉仕者としての使命感、義務、職責を深く自覚し、公務員としてのサービス規律の確保を徹底させるため、全職員に対して指導を行った。

(2) 職員の営利企業等従事許可の状況

(H22.4.1～H23.3.31)

平成22年度の許可件数	従事する業務内容
0件	—